

23 川健障計第 853 号  
平成 23 年 9 月 20 日

指定移動支援事業者 各位

川崎市健康福祉局障害計画課長

**移動支援事業のサービス提供に係る挙証資料の簡素化について**  
**～ふれあいガイド提供時の挙証資料の簡素化**

日ごろから、移動支援事業の実施にあたりましては格別のご理解ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、障害者自立支援法に係る一部改正に伴いまして、移動支援事業において現在実施している視覚障害者への移動支援については、平成 23 年 10 月から新たなサービス（同行援護）へ移行することとなりました。

つきましては、本市の移動支援事業の実施状況や今回の国制度改正を踏まえた見直しとして、ふれあいガイド（余暇活動等社会参加のための外出）の挙証資料についても、平成 23 年 10 月から移動支援（社会生活上必要不可欠な外出）の取扱いと同様のものとし、簡素化を図ってまいりたいと存じますので、関係事務の実施にあたりましては、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

**<変更内容>**

**ふれあいガイドの提供時の挙証資料については、移動支援（社会生活上必要不可欠な外出）の取扱いと同様のものとし、サービス提供記録への交通経路の記載のみに簡素化することといたします。**

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課  
自立支援係 担当戸兵  
電話 044-200-2927